

税関申告書の肉製品所持の有無に関する表記の変更

変更前

変更後

(A面) 日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名 _____ 出 発 地 _____
 入 国 日 _____年_____月_____日
 氏 名 フリガナ _____
 現住所(日本での滞在先) _____
 電 話 (_____) _____
 職 業 _____
 生年月日 _____年_____月_____日
 パスポート番号 _____
 旅券番号 _____
 同伴家族 20歳以上 名 _____ 6歳以上20歳未満 名 _____ 6歳未満 名 _____

※ 以下の質問について、該当する□に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持ち込みが禁止又は制限されているもの (B面1.及び2.を参照) はい いいえ

② 金地金又は金製品 はい いいえ

③ 免税範囲 (B面3.を参照) を超える購入品・お土産品、贈答品など はい いいえ

④ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

⑤ 他人から預かったもの はい いいえ

※上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを選択してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか? はい いいえ

※「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? はい (_____個) いいえ

※「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。) 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

【注意事項】
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したものを、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰される場合があります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 _____

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。(A面の1.及び3.ですべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。)

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に関し、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。また、別送品も記入不要です。

| 酒 類 | 本 | ＊税関記入欄 |
|----------------|------|--------|
| 紙 巻 | 本 | |
| 加熱式 | 箱 | |
| 葉 巻 | 本 | |
| その他 | グラム | |
| 香 水 | リットル | |
| その他の品名 | 数量 | 価 格 |
| | | |
| | | |
| | | |
| ＊税関記入欄 円 _____ | | |

1. 日本への持ち込みが禁止されている主なもの

① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
 ② 拳銃等の銃砲、これらの銃撃弾や拳銃部品
 ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原料、放屁筒等の筒内体など
 ④ 貨幣・紙幣・有価証券・クレジットカードなどの偽造品など
 ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
 ⑥ 偽ブランド品、酒類等の知的財産権物品

2. 日本への持ち込みが制限されている主なもの

① 銃剣、空気銃及び日本刀などの刀剣類
 ② フシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ、豹、カマウチ、ジャコウ、シロサイなど)

③ 事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

※ 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲 (一人あたり。乗組員を除く。)

・酒類3本 (760mlを1本と換算する。)
 ・紙巻たばこ400本 (外国製、日本製の区分なし。)
 ※ 20歳未満の方は酒類とたばこの免税範囲はありません。
 ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物 (入国者の個人的使用に供するものに限り。)
 ※ 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
 ※ 1個で20万円を超える品物の場合は、その金額に課税されます。
 ※ 6歳未満のお子様は、おみやげや子供用が使用するもの以外は免税になりません。

携帯品・別送品申告書の記載に御協力頂きありがとうございました。日本に入国(帰国)されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税関に提出していただく必要があります。引き続き税関検査への御協力をよろしくお願いいたします。

(A面) 日本国税関 税関様式C第5360号

携帯品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名 _____ 出 発 地 _____
 入 国 日 _____年_____月_____日
 氏 名 フリガナ _____
 現住所(日本での滞在先) _____
 電 話 (_____) _____
 職 業 _____
 生年月日 _____年_____月_____日
 パスポート番号 _____
 旅券番号 _____
 同伴家族 20歳以上 名 _____ 6歳以上20歳未満 名 _____ 6歳未満 名 _____

※ 以下の質問について、該当する□に「✓」でチェックしてください。

1. 下記に掲げるものを持っていますか? はい いいえ

① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持ち込みが禁止されているもの (B面1.を参照) はい いいえ

② 肉製品、野菜、果物、動植物等の日本への持ち込みが制限されているもの (B面2.を参照) はい いいえ

③ 金地金又は金製品 はい いいえ

④ 免税範囲 (B面3.を参照) を超える購入品・お土産品、贈答品など はい いいえ

⑤ 商業貨物・商品サンプル はい いいえ

⑥ 他人から預かったもの はい いいえ

※上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時に携帯して持ち込むものを記入してください。

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える貴金属などを持っていますか? はい いいえ

※「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか? はい (_____個) いいえ

※「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記入したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。(入国後6か月以内に輸入するものに限り。) 確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

【注意事項】
海外又は日本出国時及び到着時に免税店で購入したものを、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品・別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がある場合は、処罰される場合があります。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署名 _____

12月下旬から変更予定

麻薬、銃砲、爆発物等の日本への持ち込みが禁止又は制限されているもの(B面1.及び2.を参照)

事前に検疫確認が必要な生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャーキー類を含む。)、野菜、果物、米など

肉製品、野菜、果物、動植物などの日本への持ち込みが制限されているもの(B面2.を参照)

家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- 農林水産大臣が、牛、豚、鶏などの家畜について、その飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- また、家畜の所有者は、毎年、飼養衛生管理の状況を都道府県知事に報告し、都道府県が立入検査により遵守状況を確認することで、家畜の伝染性疾病の発生を予防。

農場における衛生管理の徹底(農林水産省で規定)

○ 飼養衛生管理基準

- 家畜防疫に関する最新情報の把握
- 衛生管理区域の設定
 - 徹底した衛生管理が必要な区域を他の区域と区分
- 衛生管理区域への病原体の持込み防止
 - 必要のない者の立入りの制限
 - 消毒設備の設置と入場車両・入場者に対する消毒の実施
 - (豚)生肉を含む飼料は十分に加熱
- 野生動物等からの病原体の侵入防止
 - 給餌・給水設備への野生動物の排せつ物等の混入防止
 - (鶏)防鳥ネット等の整備
 - 家畜・家さんの死体の保管場所への野生動物の侵入防止
- 衛生管理区域の衛生状態の確保
 - 畜舎・器具の定期的な清掃又は消毒及び密飼いの防止
- 家畜の健康観察と異状がある場合の対処
 - 毎日の健康観察と異状時の早期通報・出荷停止
 - 家畜・家さんの死体・排せつ物の移動時の漏出防止
- 埋却地の確保等
 - 埋却地の確保又は焼却・化製のための準備
- 感染ルート等の早期特定のための記録作成・保管
 - 入場者に関する記録の作成・保管
- 大規模所有者に関する追加措置
 - 家畜保健衛生所と緊密に連絡を行う担当獣医師の設置
 - 通報ルールの作成

※下線部は直近の改正(平成29年2月)で一部追加した項目

と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者



食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止
- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

飼養衛生管理基準の遵守徹底を図る仕組み

家畜の所有者による
遵守状況の定期報告

都道府県による取組

原則として
年1回以上
農場へ立入検査

指導・助言

勧告

命令

罰則

基準を遵守しない場合は

※家畜伝染病発生時には、手当金等を減額の可能性

農場段階におけるHACCP方式を活用した衛生管理の推進

- ・家畜保健衛生所、生産者、畜産関係団体、獣医師等地域が一体となった生産段階へのHACCP手法導入を推進。
- ・農場指導員(家畜保健衛生所の職員等の獣医師をはじめとした、農場HACCPの導入・実施や認証取得を促す指導員)を養成するとともに(平成20年度～)、生産から加工・流通、消費まで連携した取組への支援を実施(平成21年度～)。
- ・HACCPの考え方に基づく衛生管理が行われている農場の認証基準を公表(平成21年度)するとともに、認証制度の構築を推進。
- ・民間での農場HACCPの認証手続きが開始(平成23年度～)。 ※民間認証機関は2団体(平成31年3月現在)

農場HACCP認証に向けた取組



農場HACCP認証マーク

農場指導員 ※

約2,900名(平成30年3月時点)

※HACCPや家畜疾病、食品衛生等についての知見を有し、農場でHACCP方式を活用した飼養衛生管理の実施を促進するための指導を行う者。
PDCAサイクルを回して消費者の求める安全な畜産物を生産するために、専門的な知識を有する者として、客観的な視点から各農場に合わせたアドバイスを実施。

農家毎の実施マニュアル作成

- ・危害因子調査
(サルモネラ菌・大腸菌O157・抗菌性物質等)
- ・危害分析(HA)
- ・重要管理点(CCP)の設定
- ・実施マニュアルの作成

【衛生管理ガイドライン】

HACCPの考え方に基づき、危害を制御又は減少させる手法について畜種ごとに設定。

【鶏卵のサルモネラ総合対策指針】

衛生管理ガイドラインのうち、鶏卵のサルモネラ汚染をコントロールするための指針。

農場モニタリング検査・改善指導

実践

HACCPの考え方に基づく衛生管理の実施

検証

適切な衛生管理の見直し

と畜検査情報等のフィードバック

HACCP方式取組農家

取組農家戸数: 5,210 (平成30年3月時点)

消費者の求める安全な畜産物の生産

畜産物に対する消費者の信頼確保

農場HACCP認証農場(1/3) (乳用牛、肉用牛)

令和元年年12月4日現在

乳用牛：32農場
肉用牛：60農場
乳用牛・肉用牛：2農場
養豚：146農場
養鶏(採卵)：66農場
養鶏(肉用)：15農場

合計：321農場

* 下線の農場が今回追加分

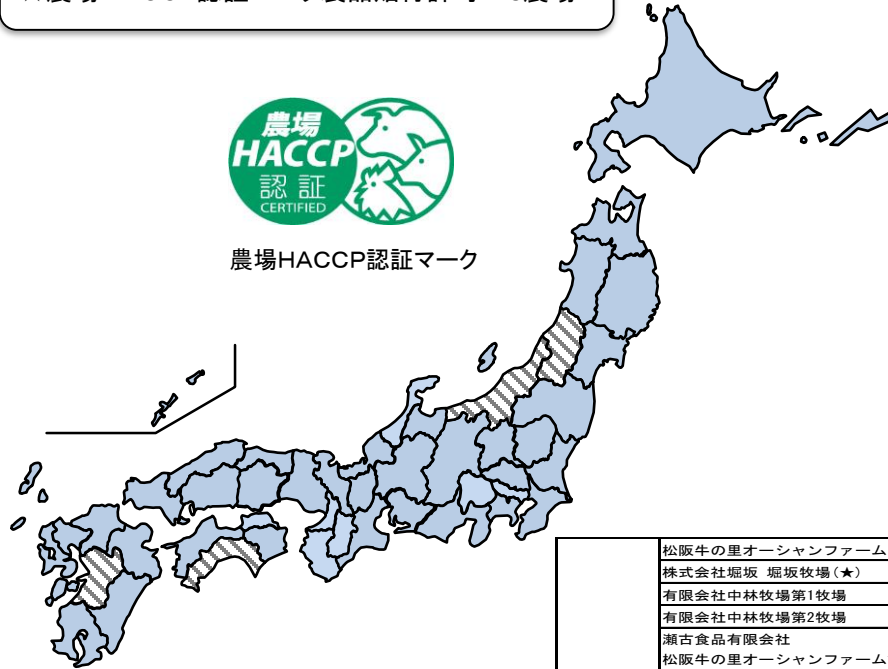
<乳用牛:32農場>

| | |
|------|--------------------|
| 北海道 | 有限会社藤井牧場(◎) |
| | 及川牧場 |
| | 株式会社ノベルズデーリーファーム |
| | 株式会社Kaln角山(◎) |
| | ひらかわ牧場 |
| | 小野寺牧場 |
| | 株式会社CONNECT |
| | 株式会社TAGSしべちゃ |
| | 株式会社学林ファーム |
| | 岩手県 |
| 新潟県 | <u>株式会社神田酪農</u> |
| 山形県 | 濱田牧場 |
| | 今牧場 |
| 群馬県 | 有限会社井上牧場 |
| | 有限会社増茂デイリー |
| | 須藤牧場 |
| | 株式会社グローリーデーリーファーム |
| | <u>有限会社ふい小菅牧場</u> |
| 埼玉県 | 株式会社i-Milk Factory |
| 千葉県 | 皆川牧場 |
| | 株式会社近藤牧場(◎) |
| 神奈川県 | 株式会社雪印こどもの国牧場 |
| | 有限会社石田牧場 |
| 長野県 | 株式会社長門牧場 |
| 静岡県 | 佐野牧場 |
| | 柴田牧場 |

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体 :118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可:18農場



農場HACCP認証マーク



| | |
|-----|---------------------------|
| 鳥取県 | 有限会社岸田牧場(★) |
| 岡山県 | 公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第2牧場) |
| | 公益財団法人中国四国酪農大学校付属農場(第1牧場) |
| | 有限会社安富牧場 |
| | 株式会社あさなべ牧場 |
| 大分県 | 有限会社安養寺牧場 |

| | |
|------|--|
| 三重県 | 松阪牛の里オーシャンファーム(◎) |
| | 株式会社堀坂 堀坂牧場(★) |
| | 有限会社中林牧場第1牧場 |
| | 有限会社中林牧場第2牧場 |
| | 瀬古食品有限会社 |
| | 松阪牛の里オーシャンファーム第三牧場(◎) |
| | 株式会社長太屋松阪牧場(★)(◎) |
| | 有限会社三重カドワキ牧場(★) |
| | 有限会社伊藤牧場 |
| | 株式会社三重加藤牧場明和牧場 |
| | 三重萩牧場 |
| | 有限会社竹内牧場 |
| | <u>西岡畜産</u> |
| 滋賀県 | 有限会社澤井牧場第2牧場(◎) |
| 鳥取県 | おぐら畜産農場 |
| 徳島県 | 農事組合法人長峯肉牛生産組合(◎) |
| 熊本県 | 株式会社矢岳牧場 |
| 大分県 | 株式会社ゆいん牧場久住高原都野牧場 |
| | 有限会社中林牧場児湯支場(◎) |
| | 安楽畜産株式会社鹿取牧場(◎) |
| | 安楽畜産株式会社永野牧場 |
| 宮崎県 | <u>有限会社うしちゅんファーム第五肥育センター うしちゅんセンター高須曾</u> |
| | <u>有限会社うしちゅんファーム第二肥育センター うしちゅんセンター石巻本田</u> |
| 鹿児島県 | 有限会社野村畜産不申農場 |
| | 農業生産法人みらいファーム株式会社志布直富農場(◎) |
| | 有限会社福永畜産 第2農場 |
| 長崎県 | 株式会社野元牧場 箱崎支場 |

<乳用牛・肉用牛:2農場>

| | |
|-----|---------------------------------------|
| 山形県 | 山形県立農林大学校 |
| 熊本県 | <u>菊池地域農業協同組合キャトルブリーディングステーション事業所</u> |

<肉用牛:60農場>

| | |
|------|--|
| 北海道 | サロマ牛肥育センター株式会社(◎) (トップファームグループ) |
| | 株式会社向陽畜産 |
| | 有限会社コスモス(★) |
| | 株式会社トップファーム(◎) (トップファームグループ) |
| | パシフィックファーム株式会社(◎) (トップファームグループ) |
| | 株式会社大野ファームグループ(◎) |
| | 株式会社ホクチクファーム標茶分場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム白老牧場(◎) |
| | 有限会社長沼ファーム 本場(◎) |
| 宮城県 | 有限会社蔵王高原牧場宮城蔵王牧場 (高橋畜産グループ) |
| | 有限会社蔵王高原牧場川崎育成牧場 (高橋畜産グループ) |
| 山形県 | 有限会社スカイファームおざき芦沢農場(◎) |
| | 有限会社蔵王ファーム山形蔵王牧場 (高橋畜産グループ) |
| | 有限会社蔵王ファーム米澤農場 (高橋畜産グループ) |
| | 有限会社蔵王ファーム山形第2農場 (高橋畜産グループ) |
| | 株式会社和農産(★) |
| | 有限会社水上畜産 <u>株式会社米澤佐藤畜産生産部理想肥育研究所</u> <u>姫城中川ファーム</u> |
| 栃木県 | 株式会社イソシンファーム |
| | 株式会社敷島ファーム那須第1牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第2牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第3牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第4牧場(◎) |
| | 株式会社敷島ファーム那須第5牧場(◎) |
| | 株式会社野村牧場 |
| | 株式会社佐藤牧場 |
| 群馬県 | 有限会社島山牧場(◎) |
| 千葉県 | 株式会社IIZASA牧場 |
| | 株式会社御子畜産 |
| | 岩淵義徳牧場(左京農場) |
| 神奈川県 | 石井牧場 |
| 長野県 | 牧舎みねむら(★) |
| | 有限会社小田切牧場東部 |

農場HACCP認証農場(2/3) (養鶏(採卵)、養鶏(肉用))

令和元年年12月4日現在

乳用牛：32農場
肉用牛：60農場
乳用牛・肉用牛：2農場
養豚：146農場
養鶏(採卵)：66農場
養鶏(肉用)：15農場

合計：321農場

* 下線の農場が今回追加分

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体：118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可：18農場



農場HACCP認証マーク



<養鶏(肉用):15農場>

| | |
|-----|---|
| 岩手県 | 株式会社オヤマ名木沢農場 株式会社オヤマ名木沢第二農場 |
| 山形県 | 株式会社アイオイ鶴ヶ平ファーム 株式会社アイオイ 観音寺ファーム・ミノ平ファーム |
| 群馬県 | 群馬農協チキンフーズ株式会社北橋農場 |
| 千葉県 | 丸トボートリー食品株式会社椎名農場 <u>株式会社秀鶏園森戸農場</u> |
| 愛知県 | 丸トボートリー食品株式会社 |
| 徳島県 | 株式会社イシイフーズ脇町農場 オランダ農業協同組合ひまわり農場 貞光食糧工業株式会社大久保農場 |
| 福岡県 | 農事組合法人福栄組合金剛農場 |
| 佐賀県 | 株式会社中島鶏園太良農場 |
| 宮崎県 | 株式会社熊田原工務店こっこ家くまちゃん 株式会社久都みやざき久米田農場 |

| | |
|------|---|
| 鳥取県 | 有限会社小川養鶏場 |
| 島根県 | 木次ファーム |
| 山口県 | 有限会社よしわエッグファーム |
| 愛媛県 | JAえひめフレッシュフーズ株式会社菅沢育成場 愛媛飼料産業株式会社菊間ファーム |
| 福岡県 | 有限会社福岡ファーム(★) 株式会社平野養鶏場福岡本場 <u>青柳養鶏場</u> |
| 熊本県 | 株式会社ココファーム |
| 大分県 | 有限会社大分ファーム鹿鳴越高原農場 JAうすきたまごファーム株式会社臼杵農場 |
| 宮崎県 | 新富エッグシステム株式会社18農場(◎) 株式会社アクラス 柳ノ上成鶏農場 |
| 鹿児島県 | 有限会社松原養鶏場仁田尾成鶏農場 南九州エッグシステム株式会社歌ヶ山農場(◎) 南九州エッグシステム株式会社末吉農場(◎) |

<養鶏(採卵):66農場>

| | |
|-----|---|
| 北海道 | 株式会社ホクリヨウ札幌農場(◎) 株式会社ホクリヨウ北見農場 株式会社ホクリヨウ十勝農場 株式会社ホクリヨウ登別農場 株式会社ホクリヨウ千歳農場(◎) 有限会社北海道種鶏農場白老農場 有限会社北海道種鶏農場社台農場 株式会社グランファーム竹浦農場 有限会社ノーステック白老育成場 北海スターテック株式会社白老農場 |
| 青森県 | カワケンポトリー <u>東北養鶏株式会社</u> |
| 岩手県 | 株式会社アーク牧場事業部農牧部 株式会社第一ポトリーファーム盛岡農場(◎) 株式会社第一ポトリーファームはまなす農場(◎) |
| 宮城県 | イセファーム東北株式会社色麻農場(◎) |
| 秋田県 | 株式会社中桑たまご秋田農場(◎) 有限会社藤原養鶏場 |
| 山形県 | <u>株式会社山田鶏卵 山田ガーデンファーム</u> |
| 茨城県 | 有限会社つくばファーム(◎) 有限会社ナリタファーム 株式会社エッグドリーム八千代農場 千葉丸ト販売株式会社水戸北部農園 有限会社都路ファーム馬立農場 |
| 栃木県 | 有限会社磯ヶ谷養鶏園 大田原農場 |
| 群馬県 | ユキヒラ・エッグ(◎) 有限会社丸一養鶏場本社農場(◎) 有限会社丸一養鶏場今市農場 |
| 埼玉県 | 株式会社愛鶏園楢挽農場 株式会社愛鶏園針ヶ谷農場 株式会社愛鶏園深谷農場 株式会社愛鶏園岡部農場 |
| 千葉県 | 株式会社パートナーズ木更津農場(◎) 奈良養鶏園 株式会社秀鶏園豊里農場 株式会社横浜ファーム君津農場 千葉エッグファーム有限会社 |
| 富山県 | 有限会社床鍋養鶏五郎丸農場 有限会社床鍋養鶏南砺農場 |
| 長野県 | 農事組合法人会田共同養鶏組合本場(★)(◎) |
| 岐阜県 | 株式会社ダイシンエッグ中津川農場 株式会社クレスト瑞浪農場 |
| 愛知県 | 有限会社富田養鶏場七根農場 有限会社知多エッグ 有限会社アツミファーム新城農場 株式会社クレストジャパンホールディングス 大草農場 |
| 三重県 | 有限会社伊勢農場 有限会社せせらぎ 地主共和紹介第一農場 |
| 京都府 | 有限会社グリーンファームソーゴ(◎)(★) |

農場HACCP認証農場(3/3) (養豚)

令和元年年12月4日現在

乳用牛： 32農場
肉用牛： 60農場
乳用牛・肉用牛： 2農場
養豚： 146農場
養鶏(採卵)： 66農場
養鶏(肉用)： 15農場

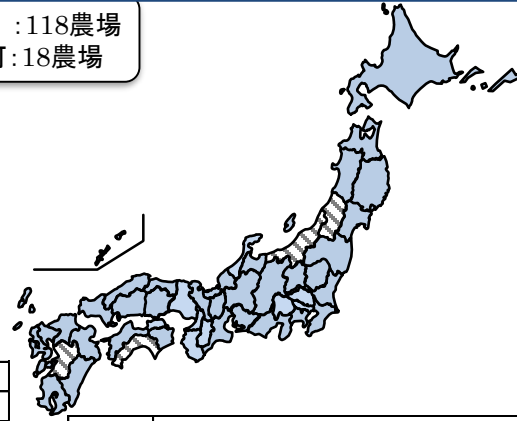
合計： 321農場

* 下線の農場が今回追加分

◎JGAP家畜・畜産物認証経営体 :118農場
★農場HACCP認証マーク製品貼付許可:18農場



農場HACCP認証マーク



<養豚:146農場>

| | |
|------|--|
| 兵庫県 | 有限会社高尾牧場 |
| 広島 | ファロスーム株式会社 西城農場 ファロスーム株式会社 西城農場 |
| 高知県 | <u>農事組合法人平野協同畜産</u> |
| 佐賀県 | 有限会社永洲ファームリンク黒金農場 有限会社永洲ファームリンク風配農場 |
| 熊本県 | 熊本興畜株式会社本社農場 有限会社高森農場 株式会社佐々牧場第1農場 株式会社佐々牧場第2農場 有限会社コーシン阿蘇大津農場 有限会社富田ファーム |
| 大分県 | 有限会社福田農園 有限会社九重ファーム 有限会社中川スウィンファーム肥育農場 |
| 宮崎県 | 有限会社香川畜産第一農場(★) 有限会社香川畜産第二農場 有限会社第一飼料西都農場 株式会社ナンテックファーム守山細田農場 |
| 鹿児島県 | 南日本畜産株式会社繁殖センター 南日本畜産株式会社肥育センター 有限会社環境ファーム(◎) 南州農場株式会社佐多農場(◎) 農事組合法人霧島高原純粋黒豚牧場 南州農場株式会社根占農場(◎) 株式会社シムコ鶴田事業所 株式会社シムコ阿久根事業所 南州農場株式会社AIセンター(◎) 有限会社仮屋ファーム(◎) 有限会社環境ファーム黒豚肥育農場匠の郷(◎) 有限会社大成畜産中村農場 |
| 沖縄県 | 株式会社沖縄県食肉センター生産部数久田農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産繁殖農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第1農場 株式会社農業生産法人くにかみ畜産肥育第2農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜もとぶ第一農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜もとぶ第二農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜平良農場 株式会社沖縄県食肉センターあぐ〜大宜味農場 |

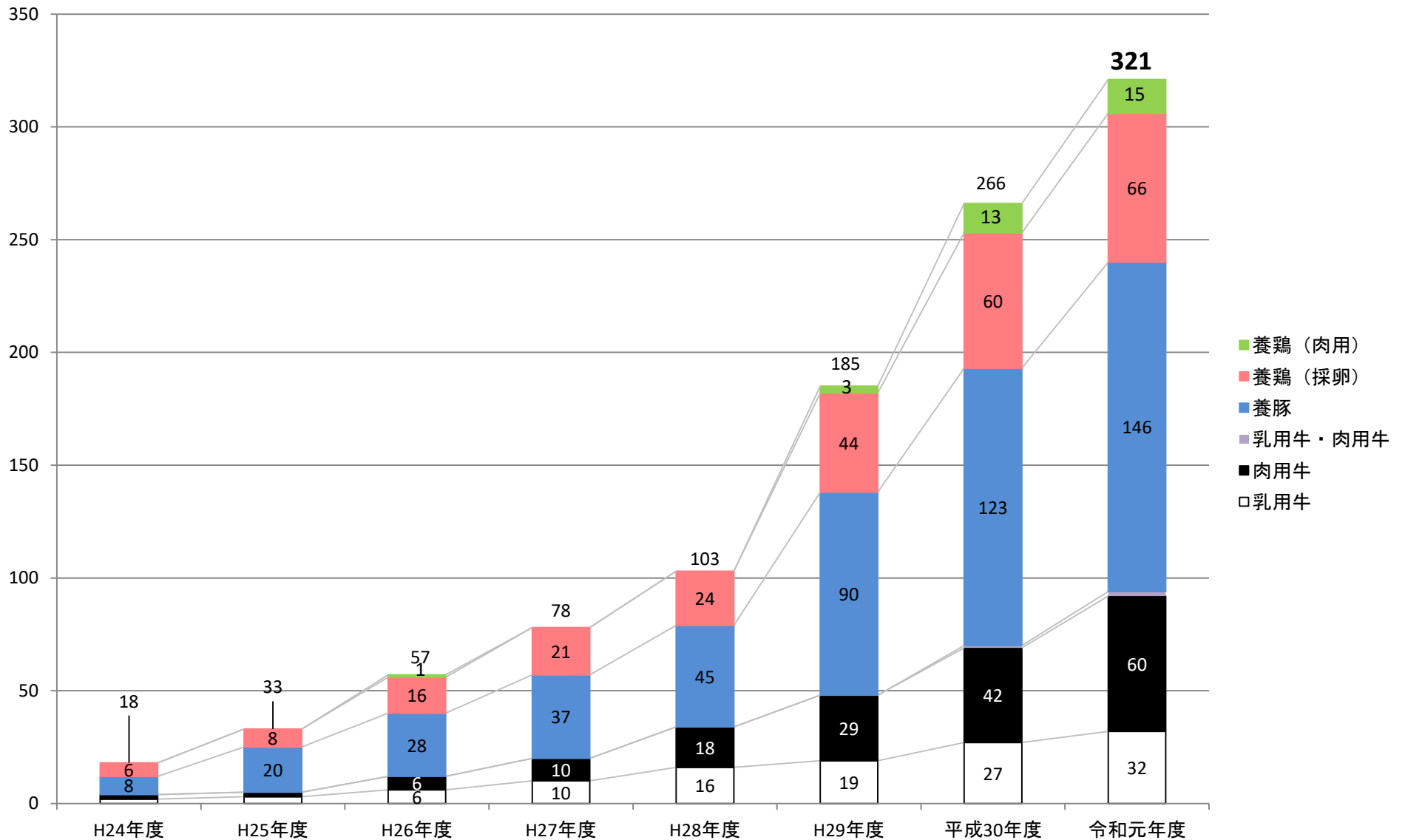
| | |
|------|---|
| 茨城県 | 有限会社山西牧場 有限会社中村畜産(◎) 有限会社山野商事(★) 株式会社広沢ファーム 有限会社アイファーム 久慈農場 <u>竹熊農場</u> |
| 栃木県 | 農事組合法人今市ファーム 株式会社石崎ティアアイファーム |
| 群馬県 | 株式会社大平牧場(フリーデングループ)(◎) 株式会社フリーデン製木農場(◎) 株式会社フリーデントカナラ農場(◎) 下仁田ミート株式会社安中牧場 利根沼田ドリームファーム株式会社 群馬県立勢多農林高等学校 有限会社ほそや 株式会社 林牧場 新里農場 株式会社 林牧場 新里農場 株式会社 林牧場 富士見農場 |
| 埼玉県 | 有限会社 松村牧場 株式会社埼玉種畜牧場鳩山牧場 |
| 神奈川県 | 農事組合法人打戻種豚組合(◎) 有限会社 門倉種豚場 有限会社 臼井農産 |
| 富山県 | 株式会社シムコ八尾GGPセンター |
| 福井県 | 有限会社睦美ファーム |
| 長野県 | 有限会社中村ファーム 株式会社あずみ野エコファーム |
| 岐阜県 | 有限会社ロッセ農場 |
| 愛知県 | 株式会社春野コーポレーション育種改良事業部 有限会社石川養豚場(◎)(★) |
| 三重県 | 有限会社一志ビックファーム 有限会社クボタビッグファーム(◎)(★) |

| | |
|-----|---|
| 北海道 | 有限会社下山農場 有限会社ブライトビック千葉・黒潮農場 有限会社ブライトビック千葉飯岡農場 有限会社ブライトビック第一農場 有限会社ブライトビック第二農場 有限会社小堀屋畜産本農場(◎) 有限会社東海ファーム第1・2肥育農場 豊橋飼料株式会社種豚センター 有限会社小堀屋畜産第二農場(◎) 有限会社小堀屋畜産銚子農場(◎) 有限会社比留川畜産 有限会社伊藤養豚磯敷肥育農場 有限会社ATSUTA野手農場 有限会社藤崎農場 農事組合法人千葉アグリ(◎) 宝理養豚肥育農場 株式会社シムコ館山事業所 高森養豚 株式会社スタービッグファーム東今泉肥育農場 千葉県畜産総合研究センター養豚エリア 木内養豚 小長谷養豚 愛東ファーム株式会社東庄肥育農場 飯田養豚 高橋養豚肥育農場 有限会社ビギージョイ 第3農場 有限会社ブライトビック千葉銚子農場 鈴木養豚 株式会社ユウアイ肥育農場 有限会社ブライトビック千葉OP農場 <u>株式会社ジェリーボンズ多古農場</u> <u>有限会社アリアホリックサイエンス・在田農場</u> <u>有限会社片岡畜産</u> |
| 千葉県 | 有限会社シムコ八尾GGPセンター |
| 静岡県 | 株式会社マルス農場 |
| 新潟 | 川作ファーム株式会社本場 |

| | |
|-----|--|
| 北海道 | 有限会社ビクトリーポーク長沢農場 有限会社ビクトリーポーク樽前農場 有限会社西原ファーム 有限会社道南アグロ森農場(◎)(★) 有限会社富樫オークファーム 株式会社ドリームポーク(◎) 辻野ポーク有限会社(◎) 株式会社ほべつすわいん トントス浜中株式会社C 有限会社浅野農場(C) 有限会社中多寄農場 白山農場 有限会社高橋畜産(◎) おおよファーム株式会社(◎) 株式会社十勝野ポーク(◎) |
| 青森県 | 株式会社三沢農場三沢肥育農場 株式会社やまはた柏木農場 株式会社木村牧場(◎) 飯田養豚場 |
| 岩手県 | みなみよーとん株式会社 (フリーデングループ)(◎) 株式会社フリーデン大東農場(◎) 株式会社アーク花泉農場(◎) 株式会社アーク藤沢農場(◎) 株式会社三沢農場 久慈繁殖農場 全農畜産サービス株式会社東日本原種豚場 株式会社いわて清流ファーム |
| 宮城県 | 株式会社サイボク東北牧場(◎) 株式会社シムコ岩出山事業所 株式会社AGRI PRIME <u>株式会社栗原農場高清水農場</u> <u>株式会社栗原農場片馬合農場</u> |
| 秋田県 | 有限会社森吉牧場(フリーデングループ)(◎) ファームランド(◎) 十和田湖高原ファーム(◎) ポークランド(◎) パイオランド(◎) 株式会社シムコ大館GGPセンター |
| 山形県 | 株式会社大商山牧場米の娘ファーム 有限会社山口畜産 |
| 福島県 | 株式会社木野内ファーム(◎) 株式会社フリーデン都路牧場 |

HACCP認証取得農場数の推移

令和元年年12月4日現在



動物衛生に関する国際連携

- ・高病原性鳥インフルエンザ(HPAI)、口蹄疫(FMD)等の越境性動物疾病(TADs)や薬剤耐性(AMR)対策は、国際的な協力関係が不可欠であるという共通認識のもと、首脳間の共同声明やG7の枠組みで獣医当局間や研究所間の協力の重要性を指摘。
- ・また、HPAIやFMD等が継続的に発生している近隣諸国との協力関係を強化し、疾病情報の共有、防疫対策等の向上を強力に推進することにより、東アジア地域の疾病の発生拡大を防止し、我が国への侵入リスクを低減。

首脳間の共同声明

- **デンマーク**(2014年3月3日)
 - 動物衛生等の分野で当局間、民間企業、研究機関間の協力の拡大の重要性を強調
- **ポーランド**(2015年2月27日)
 - 獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **中国、韓国**(2015年11月1日)
 - TADsに対処していくため協力が不可欠
- **ウルグアイ**(2015年11月6日)
 - TADsに対する獣医当局及び国立獣医研究機関の協力の進展を支持
- **アルゼンチン**(2017年5月19日)
 - 口蹄疫等の越境性動物疾病に関する獣医当局及び国立獣医研究機関間の協力の進展を支持


G7の協力枠組み

- **G7首席獣医官フォーラム**
 - 2016年4月のG7新潟農業大臣会合宣言に基づき、第1回フォーラムを東京で開催(2016年11月)
 - 第2回フォーラムはローマで開催(2017年10月)
 - 抗菌剤の治療目的での使用や責任ある慎重な使用に関する定義について合意
 - 鳥インフルエンザの防疫及びサーベイランスの強化に関するG7首席獣医官取りまとめ文書に合意
 - サイドイベント「高病原性鳥インフルエンザ世界会議」を開催

日中韓の協力

- **FMD・HPAIに関する東アジア地域シンポジウム**
 - 2011年から毎年、東アジア地域におけるTADsの拡大防止に向けた情報交換を実施(2018年(第8回)は6月に韓国で開催)
- **越境性動物疾病への対応に関する協力**
 - 3か国大臣級で署名された「越境性動物疾病への対応に関する協力覚書」(2015年9月)に基づき、情報共有等の協力を推進
- **出入国旅客の携帯品検査等の協力強化**
 - 日中当局間の副局長級で「出入国旅客の携帯品及び郵便物検査協力強化に関する覚書」に仮署名(2017年11月)

獣医研究所間のMOU締結

- **農研機構 動物衛生研究部門(日本)** 
(2016年3月以前は、動物衛生研究所)
 - ⇔2012年10月 農林畜産検疫本部(韓国)
 - ⇔2016年3月 蘭州獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年3月 哈爾濱獣医研究所(中国)
 - ⇔2016年12月 ロシア連邦動物衛生センター(ロシア)

日本からの畜産物の輸出に関する動物検疫の現状

1. 輸出が可能な主な品目及び国・地域

(令和元年12月2日現在)

| 品目 | | 国・地域 | 貿易量(平成30年) |
|---------|--------------|--|----------------|
| 牛肉 | | カンボジア、香港、台湾、米国、シンガポール、EU、タイ、マカオ、ラオス、タジキスタン、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、フィリピン、豪州、UAE、インドネシア、スイス、ロシア、ニュージーランド、カタール、ミャンマー、バーレーン、モンゴル、アルゼンチン、ブラジル、バングラデシュ、ウルグアイ等 | 3,560トン(247億円) |
| 豚肉 | | 香港、マカオ、シンガポール、カンボジア、ベトナム、タイ等 | 2,228トン(11億円) |
| 家きん肉 | | 香港、カンボジア、ベトナム、シンガポール、EU等 | 9,657トン(20億円) |
| 殻付き家きん卵 | | 香港、シンガポール、台湾、米国、韓国、EU※1、マカオ等 | 5,861トン(15億円) |
| 乳製品 | LL牛乳 | 香港、台湾、シンガポール、タイ、EU※1等 | 4,966トン(11億円) |
| | チーズ | 台湾、ベトナム、香港、タイ、EU※1等 | 835トン(12億円) |
| | 育児用粉乳 | ベトナム、台湾、香港等、EU※1等 | 5,758トン(86億円) |
| | アイスクリームその他氷菓 | 台湾、中国、シンガポール、香港、米国、タイ、韓国、EU※1等 | 5,612トン(36億円) |
| 牛皮 | | タイ、韓国、香港、ベトナム、インド、台湾等 | 9,937トン(13億円) |
| 豚皮 | | タイ、韓国、ベトナム、カンボジア、香港等 | 64,573トン(66億円) |

2. 輸入解禁を要請し、協議中の国・地域

資料:財務省「貿易統計」

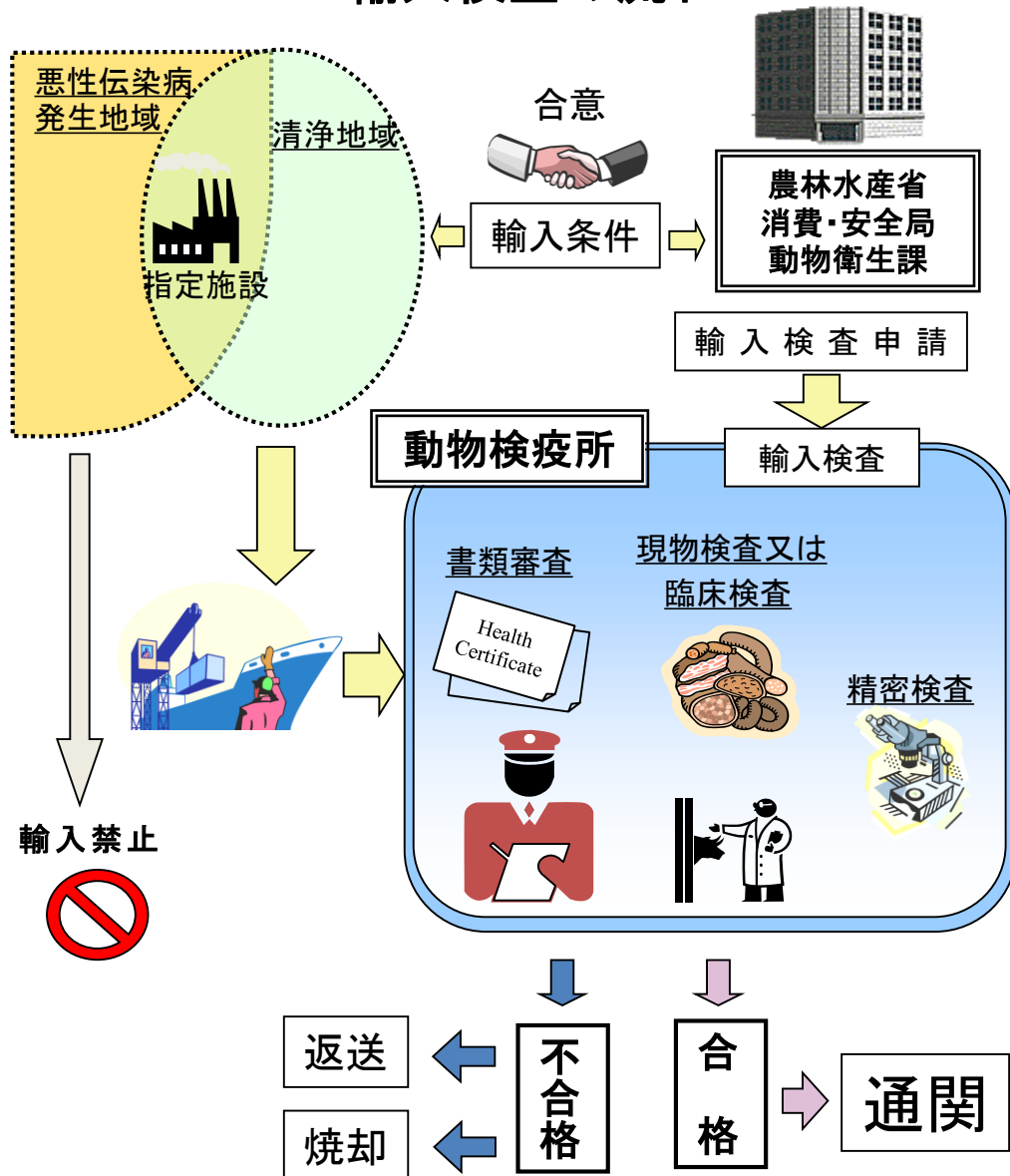
- 牛肉:中国、韓国、ブルネイ、トルコ、イスラエル、サウジアラビア、クウェート、レバノン、南アフリカ、ペルー、チリ
- 豚肉:EU、米国、中国、台湾※2、韓国、フィリピン、メキシコ
- 家きん肉:米国、ロシア、マカオ、中国、台湾、韓国、モンゴル、シンガポール、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、パキスタン、UAE
- 家きん卵:ロシア、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ、UAE
- 乳・乳製品:中国 ○牛・豚原皮:中国、台湾※2

※1 今後、厚生労働省が施設認定のための手続きを定める予定

※2 岐阜県におけるCSFの発生を受けて、台湾は日本全国からの豚肉、豚皮等の輸入を停止中

動物検疫の仕組み

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物の係留期間

| | 輸入 | 輸出 |
|-----------------------------------|-----------------|--------|
| 牛・豚などの偶蹄類の動物 | 15日 | 7日 |
| 馬 | 10日 | 5日 |
| 鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びびかも類 | 10日 | 2日 |
| 初生ひな | 14日 | 2日 |
| 犬等 | 12時間以内 ～180日 | 12時間以内 |
| サル | 30日 | * |
| 兎など上記以外の動物 | 1日 | 1日 |

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱及び臓器
- (3) 骨粉、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉
- (4) 生乳、乳等、精液、受精卵、未受精卵、糞及び尿
- (5) ハム、ソーセージ及びベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

輸出国

日本

1. 輸出国から輸入解禁等について我が国動物検疫当局に要請

2. 動物検疫当局は質問票を作成し要請国に送付

3. 要請国は全ての質問に回答し必要な情報を動物検疫当局へ送付する。
動物検疫当局は回答を精査し必要に応じて追加質問票を作成し送付する
(ステップ2と3は案件により数回繰り返す)

4. 動物検疫当局は要請国による全ての回答がそろったことを確認

5. 動物検疫当局はすべての回答を受付け、要請国に対し受付の通知を行う

6. 現地調査の実施

7. 動物検疫当局（リスク評価チーム）はリスク評価報告書原案を作成

8. 動物検疫当局は家畜衛生部会に諮問

9. 家畜衛生部会はリスク評価結果を答申

10. 動物検疫当局はリスク評価の結果について要請国に通知

11. 家畜衛生条件について協議

12. 動物検疫当局は家畜衛生条件の締結について要請国に通知

ゾーニングを適用している国・地域たち

| 疾病、輸入対象項目 | | 適用国・地域 | |
|-----------|------|--|--|
| AI | HPAI | 肉製品 | 米国(郡: 2019.12.5)、カナダ(州: 2014.12.26)、ハンガリー(県:2018.9.3)、フランス(県: 2018.11.9)、ドイツ(州:2019.7.22)、オランダ(家畜衛生行政単位:2019.7.22(証明書は液卵のみ締結(2019.11.25))) |
| | | 生体 | 米国(州2013.5.13)、カナダ(州: 2014.12.3)、ハンガリー(県: 2018.7.4)、英国(コンパートメント: 2016.9.1) |
| | LPAI | 肉製品 | 米国(半径10km: 2014.8.22)、カナダ(州: 2004.3.24)、ドイツ(州:2016.3.7)、オランダ(家畜衛生行政単位: 2017.5.30)、フランス(県: 2009.11.24)、ブラジル(州: 2011.7.29)、メキシコ(州: 2005.3.1) |
| | | 生体 | アメリカ(州: 2002.2.25?)、カナダ(州: 2006.7.7)、オランダ(家畜衛生行政単位: 2017.4.18)、フランス(県: 2009.11.24)、英国(州:2006.5.24) |
| CSF | 肉製品 | メキシコ(州: 2000.9.29)、ブラジル(サンタ・カタリーナ州: 2013.5.24)、ドイツ(州: 2008.5.16)、ベルギー(県: 2003.12.17)、フランス(県: 2002.12.24)、ハンガリー(県: 2007.3.27) | |
| | 生体 | なし | |
| FMD | | ブラジル(サンタ・カタリーナ州: 2013.5.24)、アルゼンチン(パタゴニア地方: 2018.6.27) | |

参 考 资 料
